

議案第 1 号

令和 2 年度 東員町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度東員町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 8, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 7 9 8, 7 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

令和 3 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
16. 国庫支出金	
	1. 国庫負担金
	2. 国庫補助金
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
3,854,457	58,000	3,912,457
627,925	8,971	636,896
3,221,897	49,029	3,270,926
11,740,715	58,000	11,798,715

歲 出

款	項
4. 衛生費	
	1. 保健衛生費
歲出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
831,608	58,000	889,608
498,161	58,000	556,161
11,740,715	58,000	11,798,715

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	千円 77,000

提案理由

令和2年度本町一般会計既定予算を補正するには、地方自治法第218条第1項及び同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
16. 国庫支出金	3,854,457	58,000	3,912,457
歳入合計	11,740,715	58,000	11,798,715

歳 出

款	既定額	補正額	計
4. 衛生費	831,608	58,000	889,608
歳出合計	11,740,715	58,000	11,798,715

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
58,000			
58,000			

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	既定額	補正額	計
2. 衛生費国庫負担金	388	8,971	9,359
計	627,925	8,971	636,896

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

3. 衛生費国庫補助金	25,167	49,029	74,196
計	3,221,897	49,029	3,270,926

一般会計
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保健衛生費負担金	8,971	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 8,971

1. 保健衛生費補助金	49,029	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 49,029

3. 歳出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 予防費	133,460	58,000	191,460	58,000 (国) 58,000			
計	498,161	58,000	556,161	58,000			

(単位：千円)

節				
区分	金額	細節		説明
7. 報償費	800	報償金等	800	◎新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
10. 需用費	2,200	消耗品費	2,200	報償費
11. 役務費	500	手数料	500	一般消耗品
12. 委託料	53,500	委託料	53,500	手数料
17. 備品購入費	1,000	備品購入費	1,000	予防接種等委託料
				備品購入費